



訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社三鷹ナース・ヘルパーセンター
主たる事務所の所在地	〒181-0012 東京都三鷹市上連雀7-8-28
代表者（職名・氏名）	代表取締役 山田 義剛
設立年月日	平成12年4月1日
電話番号	0422-47-6898
同法人で行っている事業	訪問介護事業 第1号訪問事業 障がい福祉事業 居宅介護支援事業 福祉用具貸与事業 予防福祉用具貸与事業 福祉用具販売事業 予防福祉用具販売事業 住宅改修工事業 都市型軽費老人ホーム 保険外有償サービス 有料職業紹介事業

2. 利用者に対するサービスの提供を実施する事業所について

(1) 訪問介護事業

事業所の名称	三鷹ナース・ヘルパーセンター 訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒181-0012 東京都三鷹市上連雀7-8-28	
電話番号	0422-47-6898	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1373600103
管理者の氏名	飯塚 由美	
通常の事業の実施地域	三鷹市・調布市・武蔵野市・小金井市	

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業所の名称	三鷹ナース・ヘルパーセンター 訪問介護事業所	
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（以下、訪問型サービスという）	
事業所の所在地	〒181-0012 東京都三鷹市上連雀7-8-28	
電話番号	0422-47-6898	
指定年月日・事業所番号	令和2年11月1日指定（三鷹市） 令和6年 4月1日指定（調布市）	13A3600239
管理者の氏名	飯塚 由美	
通常の事業の実施地域	三鷹市・調布市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護・要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となるこの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護、訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③ 訪問型サービス	有資格者のヘルパーが身体介護（食事や入浴の介助）及び生活援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで 緊急の電話は転送電話で応じます。

6. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者（サービス提供責任者兼務）	介護福祉士	名	名	名
サービス提供責任者	介護福祉士	名	名	名
	実務者研修修了者	名	名	名
	1級修了者	名	名	名
	介護職員基礎研修修了者	名	名	名
訪問介護員	介護福祉士	名	名	名
	看護師	名	名	名
	准看護師	名	名	名
	実務者研修修了者	名	名	名
	1級修了者	名	名	名
	介護職員基礎研修修了者	名	名	名
	2級修了者	名	名	名
	初任者研修修了者	名	名	名
合計人数		年 月 日現在		名

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料は、以下に記載の単位に1単位に係る金額をかけた額であり、あなたにお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証の負担額割合に応じた額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護

【基本部分】1単位11.05円です。

	1回あたりの所要時間	基本単位数 ※（注1）参照
身体介護中心型	20分以上30分未満	244単位
	30分以上1時間未満	387単位
	1時間以上1時間30分未満	567単位 (所要時間30分を増すごとに82単位を加算)
	生活援助加算	65単位 (20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)
援助生活	20分以上45分未満	179単位
	45分以上	220単位
通院等のための乗車又は降車の介助		97単位

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記単位の2倍になります。

上記の単位は、厚生労働大臣が告示で定めたものであり、これが改定された場合は、これら単位も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい単位を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	200単位
生活機能向上 連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	100単位
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	100単位
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%
介護職員処遇 改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の22.4%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 三鷹市日常生活支援総合事業(訪問型従前相当サービス) 【基本部分】1単位11.05円です。

調布市日常生活支援総合事業(国基準訪問型サービス) 【基本部分】1単位11.12円です。

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ		単位
訪問型サービス1-1	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (1月あたり)	1,176単位
	訪問型サービス1-1日割り (1日につき)	39単位
訪問型サービス1-2	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (1月あたり)	2,349単位
	訪問型サービス1-2日割り (1日につき)	77単位
訪問型サービス1-3	1週間に3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象) (1月あたり)	3,727単位
	訪問型サービス1-3日割り (1日につき)	123単位

(注1) 上記の単位は、三鷹市・調布市が定める単位に準じたものであり、これが改定された場合は、これら単位も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい単位を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、総合事業支給費の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 利用者と契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。したがって、当該契約月にサービス利用がある場合については、契約日を起算日として日割り計算により利用料を算定する事となります。なお、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については利用料金はなく、翌日より日割り計算することなく1月分の利用料となります。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	200単位
生活機能向上 連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	100単位
介護職員処遇 改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計の22.4%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料（介護保険適用外）をいただきます。また、日常生活支援総合事業（三鷹市訪問型従前相当サービス）（調布市国基準訪問型サービス）は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

前日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
当日キャンセルの場合	1,000円
訪問時不在・ご利用者の都合によるキャンセル	1,000円

(4) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）及びキャンセル料は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、利用者に対し領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌々月の5日（祝休日の場合は直後の平日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 みずほ銀行 三鷹支店 普通口座 1260625 株式会社三鷹ナースヘルパースセンター 代表取締役 山田義剛
郵便振替	郵便振替用紙を送付いたしますのでサービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、郵便局でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 住所 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置をしています。担当者名 飯塚 由美
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策・身体拘束の適正化について検討を行う委員会を定期的に開催しており、その結果について従事者への周知をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回実施しています。
- (4) 虐待などに関する利用者及びその家族からの相談に対応するとともに、虐待と思われる行為や不適切な状況を発見した場合には、速やかに市町村の窓口等へ通報します。

11. ハラスメント防止の対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修など実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと診断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

1 2. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、定期的に（年2回以上）実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- (3) 医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めます。

1 3. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（1年に2回）し、その結果について職員に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施（1年1回）

1 4. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0422-47-6898	(担当：飯塚由美)
---------	-------------------	-----------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三鷹市高齢者支援課	電話番号 0422-45-1151
	調布市高齢者支援室	電話番号 042-481-7111
	武蔵野市高齢者支援課	電話番号 0422-51-5131
	小金井市介護保険課	電話番号 042-383-1111
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 利用者以外の方へのサービス提供
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都三鷹市上連雀7-8-28
事業者(法人)名 株式会社三鷹ナース・ヘルパーセンター 訪問介護事業所
代表者職・氏名 代表取締役 山田 義剛
説明者職・氏名 サービス提供責任者.....

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住 所.....
氏 名.....

署名代行者(又は法定代理人)

住 所.....
氏 名..... 本人との続柄.....